

11月末頃までに1人に1つの個人番号(マイナンバー)の通知をお届けします

●マイナンバーの通知

原則として住民票上の住所地にマイナンバーの通知を簡易書留で送付します。

受け取りが無かった場合には、市民課又は各総合支所市民生活課で交付します。

マイナンバー (12桁の数字)

(オモテ) ▼封筒の中身

(ウラ)

【通知カード】

○自分のマイナンバーの証明書として使用しますので、大切に保管してください。
※通知カードは 無料ですが、再発行する場合は 500 円かかります。

【個人番号カードの申請書】

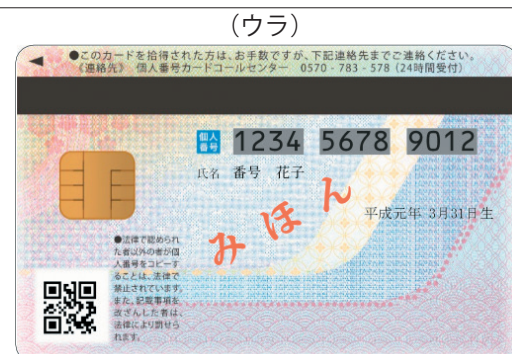
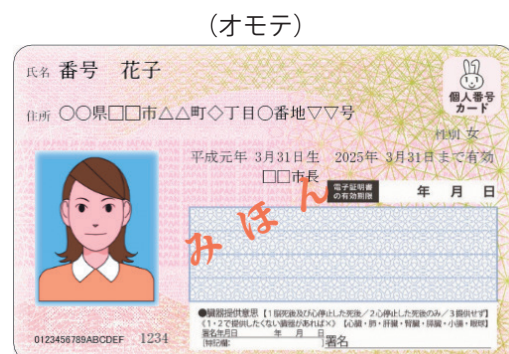
○個人番号カードの交付申請方法は、同封してあるチラシに記載しています。
※返信用封筒も同封されています。
○スマートフォン等からも申請できます。

●個人番号カードの交付

平成 28 年 1 月以降、交付申請をした人に対して、順次、「個人番号カード」を交付します。
※初回交付は無料

【個人番号カードの役割】

- マイナンバーを証明する書類
- 本人確認の際の身分証明書
- 住民票等の自動交付機の利用 (鹿屋市独自)
- 電子申告等の利用が可能 など



マイナンバー制度が始まります

平成 28 年 1 月以降、マイナンバーの利用が始まります。

この番号は、社会保障・税・災害対策の分野で、行政機関等が分散して保有する個人情報をつなぐ役目を持ち、市民の利便性の向上や行政の効率化、公正・公平な社会の実現といった効果が期待されています。

●マイナンバーの利用

平成 28 年 1 月以降、社会保障・税・災害対策の分野での手続きでのマイナンバーの利用が始まり、届出書等にマイナンバーを記入して、添付書類の削減等が図られます。

なお、法に定められていない手続きではマイナンバーを集めたりすることはできません。

※詳細については、改めてお知らせします。

区分	利用する手続き
社会保障分野	○福祉分野の給付、生活保護の実施、保険料の徴収、公営住宅の管理等に関するもの ○雇用保険等の資格取得や給付等に関するもの ○年金の資格取得や給付等に関するもの 等
税 分 野	○確定申告や源泉徴収、税の届出に関するもの 等
災害対策分野	○被災者台帳の作成に関するもの 等

●スケジュール

日程	内容
平成 27 年 11 月末頃まで	○マイナンバーの通知を住所地に簡易書留で郵送 ※ 10 月から全国各地に順次発送され、鹿屋市には 11 月末頃までに発送される予定
平成 28 年 1 月～	○社会保障・税・災害対策の手続きで、マイナンバーの利用を開始 ○個人番号カードの交付を開始 (申請者のみ)
平成 29 年 1 月～	○国の行政機関の間で、情報の連携を開始 ○自分の情報の連携の記録を自分で確認できるマイナポータルが開始予定
平成 29 年 7 月～	○地方自治体等も含めた、情報の連携を開始

※法人には、平成 27 年 10 月から法人番号を通知

●お気を付けください！

- 不審な電話等にご注意ください。不審な点があれば、お問い合わせください。
- 個人番号カードの交付開始に伴い、住民基本台帳カードの電子証明書に関する手続きは、12 月 22 日(火)で終了します。
- ※手続き済みのものは、有効期限まで利用できます。(更新・変更は不可)
- 個人番号カードは、平成 28 年 1 月以降に順次交付しますが、申請が集中した場合、確定申告までに交付できない場合もありますので、ご注意ください。

問 マイナンバー制度全般に関すること

マイナンバーコールセンター ☎ 0570-20-0178 (平日 9:30 ~ 20:00、土・日曜日及び祝日 9:30 ~ 17:30、年末年始を除く)
※ 9 月 30 日 (水) までは平日のみ対応 (9:30 ~ 17:30)

問 個人番号カードや通知カードに関すること

市民課 (1 階) ☎ 31-1114

問 その他マイナンバーに関すること

市情報行政課 (5 階) ☎ 31-1135



▲公式 PR キャラクター
「マイナちゃん」